をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは商工組合中央金庫に係る法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば商工組合中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第四十条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に商工組合中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［9～11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）	（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）
第十四条　法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第百二条並びに第百十五条を除き、以下同じ。）とする。	**第十四条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第五十条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）	三　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第五十条の二第一項において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）
［四・五　略］	［四・五　同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
（金庫の子会社の範囲等）	（金庫の子会社の範囲等）
第四十五条　［略］	**第四十五条**　［同上］
［2～6　略］	［2～6　同上］
7　法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録され	7　［同上］